平成２３年（フ）第２６号
宮城県大崎市古川稲葉字大江向６番地
破産者　有限会社フィットネス・ケア慶
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９号
千葉県旭市鏑木1064番地の１
破産者　有限会社豊和
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１１号
愛媛県松山市高浜町１丁目1455番地
破産者　株式会社栄信
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８９号
宮城県大崎市田尻諏訪峠字久保７番地
破産者　武田　祐一
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
山形県天童市五日町２丁目１番15号
破産者　阿部　壽子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８１８号
横浜市港北区鳥山町1267番地　ゴールデンハイム301号室
破産者　小畑　洋二
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８号
香川県高松市木太町3805番地３、申立時の住所香川県高松市元山町1265番地10
破産者　佐野　　充
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６３号
香川県高松市松縄町1001番地10
破産者　今倉吉太郎
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６５号
愛媛県松山市高浜町１丁目1454番地３
破産者　玉井　信人
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６号
愛媛県松山市高浜町１丁目1454番地３
破産者　玉井　典子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６１号
長崎県諫早市福田町511番地
破産者　桑原　重明
1　破産債権の届出期間　平成24年９月27日まで
2　一般調査期日　平成24年11月21日午後３時
平成24年８月30日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１１６６号
札幌市北区太平７条５丁目１番11号
破産者　増井　嘉孝
1　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
2　一般調査期日　平成24年10月12日午前10時
平成24年８月29日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４１号
広島県安芸郡熊野町呉地３丁目14番16号、開始決定時の住所広島県安芸郡熊野町呉地１丁目４番38号
破産者　小川キミ子
1　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
2　一般調査期日　平成24年11月26日午前11時
平成24年８月29日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１０８号
大阪府摂津市鳥飼銘木町９番８号
破産者　有限会社匠栄銘木
1　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
2　一般調査期日　平成24年11月12日午後３時30分
平成24年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２９３号
大阪府高槻市辻子３丁目２番２号
破産者　出石　和也
1　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
2　一般調査期日　平成24年11月８日午後４時
平成24年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１９号
山口県周南市緑町１丁目40番地　みどりコーポ101号、開始決定時の住所山口県周南市城ケ丘５丁目７番36号
破産者　江口　光則
異議申述期間　平成24年10月１日まで
平成24年８月30日　山口地方裁判所周南支部

再生計画認可

平成２３年（再）第２１号
大阪府堺市西区築港新町３丁28番地
再生債務者　中央鉄工株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年８月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１号
大阪市淀川区木川西４丁目３番２号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区西心斎橋２丁目18番７号
再生債務者　株式会社ＩＬＬ　ＳＴＯＲＥ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
山口県熊毛郡田布施町大字波野33番地
再生債務者　株式会社カミモト
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には監督委員が選任されているが、再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年８月28日　山口地方裁判所岩国支部